

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県訓練手当支給規則別記様式は、この規則による改正後の高知県訓練手当支給規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。